

事 務 連 絡
平成 2 2 年 9 月 2 1 日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

台湾産養殖鰻の検査命令の実施について

標記については、平成22年7月28日付け食安輸発0728第2号に基づき、登録検査機関の受託体制が整うまでの間は、フェニトロチオンに係る自主検査を指導することとしていたところです。

今般、登録検査機関における受託体制が整ったことから、台湾産養殖鰻については、フェニトロチオンに係る検査命令を実施するようお願いいたします。

(参考) 平成22年9月16日現在の検査受託可能検査機関

財団法人 千葉県薬剤師会検査センター

財団法人 食品環境検査協会

財団法人 新日本検定協会

財団法人 日本冷凍食品検査協会

株式会社 東海分析化学研究所

財団法人 沖縄県環境科学センター